

第105期 決算公告

平成23年6月29日

千葉市中央区千葉港1番2号

株式会社 千葉銀行

取締役頭取 佐久間 英利

連結貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	569,455	預 金	9,103,649
コールローン及び買入手形	54,700	譲 渡 性 預 金	171,586
買 現 先 勘 定	9,996	コールマネー及び売渡手形	23,797
買 入 金 銭 債 権	37,137	売 現 先 勘 定	14,998
特 定 取 引 資 産	284,635	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	50,776
金 銭 の 信 託	28,929	特 定 取 引 負 債	26,674
有 価 証 券	1,920,113	借 用 金	256,709
貸 出 金	7,346,143	外 国 為 替	480
外 国 為 替	3,034	社 債	40,000
そ の 他 資 産	100,099	そ の 他 負 債	100,237
有 形 固 定 資 産	96,469	退 職 給 付 引 当 金	19,238
建 物	22,576	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	229
土 地	66,005	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	950
建 設 仮 勘 定	2,299	ポ イ ン ト 引 当 金	1,065
その他の有形固定資産	5,587	特 別 法 上 の 引 当 金	18
無 形 固 定 資 産	9,751	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	15,158
ソ フ ト ウ ェ ア	5,805	支 払 承 諾	101,429
その他の無形固定資産	3,946		
繰 延 税 金 資 産	49,839	負 債 の 部 合 計	9,926,998
支 払 承 諾 見 返	101,429	（ 純 資 産 の 部 ）	
貸 倒 引 当 金	58,747	資 本 金	145,069
		資 本 剰 余 金	123,380
		利 益 剰 余 金	344,884
		自 己 株 式	6,358
		株 主 資 本 合 計	606,975
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,115
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,259
		土 地 再 評 価 差 額 金	7,548
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	5,174
		新 株 予 約 権	108
		少 数 株 主 持 分	13,732
		純 資 産 の 部 合 計	625,990
資 産 の 部 合 計	10,552,989	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	10,552,989

連結損益計算書 〔 平成 22 年 4 月 1 日から
平成 23 年 3 月 31 日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		223,649
資金運用収益	152,315	
貸出金利	130,604	
有価証券利息配当金	20,571	
コールローン利息及び買入手形利息	171	
買現先利息	38	
債券貸借取引受入利息	4	
預け金利息	375	
その他の受入利息	549	
信託報酬	2	
役員取引等収益	40,035	
特定取引収益	1,614	
その他の業務収益	7,116	
その他の経常収益	22,563	
経常費用		158,308
資金調達費用	13,975	
預金利息	8,156	
譲渡性預金利息	301	
コールマネー利息及び売渡手形利息	118	
売現先利息	29	
債券貸借取引支払利息	167	
借入金利息	1,017	
社債利息	761	
その他の支払利息	3,423	
役員取引等費用	15,110	
その他の業務費用	799	
営業経常費用	88,017	
その他の経常費用	40,405	
貸倒引当金繰入額	5,804	
その他の経常費用	34,601	
経常利益		65,340
特別利益		5,934
固定資産処分利益	446	
償却債権取立利益	5,478	
金融商品取引責任準備金取崩額	9	
特別損失		1,108
固定資産処分損失	547	
減損損失	317	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	243	
税金等調整前当期純利益		70,166
法人税、住民税及び事業税	21,405	
法人税等調整額	7,302	
法人税等合計		28,708
少数株主損益調整前当期純利益		41,458
少数株主利益		847
当期純利益		40,611

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 9社
会社名

- ・株式会社総武
- ・ちばぎんアカウントティングサービス株式会社
- ・ちば債権回収株式会社
- ・ちばぎんハートフル株式会社
- ・ちばぎん保証株式会社
- ・ちばぎんジェーシービーカード株式会社
- ・ちばぎんディーシーカード株式会社
- ・ちばぎんリース株式会社
- ・ちばぎん証券株式会社

ちばぎん証券株式会社は、中央証券株式会社が社名変更したものです。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

- ・ちばぎんコンピューターサービス株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 4社
会社名

- ・ちばぎんコンピューターサービス株式会社
- ・ちばぎんキャピタル株式会社
- ・ちばぎんアセットマネジメント株式会社
- ・株式会社ちばぎん総合研究所

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 5社
主要な会社名

- ・ひまわりグロース1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 9社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

開示対象特別目的会社（2社）に関する事項につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5. のれんの償却に関する事項

原則として発生年度に全額償却しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託については連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び連結決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債

務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 46,493 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6．退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

7．役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9．ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「ちばぎんリーフポイントプレゼント」におけるリーフポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済リーフポイントを金額に換算した残高等のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。

10．特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、ちばぎん証券株式会社が計上した金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

11．外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日の為替相場により換算しております。

12．リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の借手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。また、貸手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

当行では、上記(1)(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。これによる影響は軽微であります。

(持分法に関する会計基準)

当連結会計年度から「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号平成20年3月10日）を適用しております。これによる影響はありません。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号平成23年3月25日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注 記 事 項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 3,502百万円
2. 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせず所有しているものは951百

万円であります。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,057 百万円、延滞債権額は 84,501 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 4,180 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 54,325 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 146,064 百万円であります。
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 22,808 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	14,997 百万円
有価証券	678,540 百万円
貸出金	99,234 百万円

担保資産に対応する債務

預金	30,397 百万円
売現先勘定	14,998 百万円
債券貸借取引受入担保金	50,776 百万円
借入金	223,109 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 172,761 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 80 百万円、保証金は 6,078 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,855,235 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,780,357 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものは必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の

業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

この他に、総合口座取引における当座貸越未実行残高が 989,717 百万円あります。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 37,008 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 94,819 百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 11,232 百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 33,000 百万円が含まれております。
14. 社債は、劣後特約付社債であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 40,800 百万円であります。
16. 1 株当たりの純資産額 692 円 74 銭
17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業車輛等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	66,623	百万円
年金資産（時価）	39,491	
未積立退職給付債務	27,131	
未認識数理計算上の差異	9,888	
連結貸借対照表計上額の純額	17,242	
前払年金費用	1,995	
退職給付引当金	19,238	

19. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率（国際統一基準） 13.37%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 12,123 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり当期純利益金額 45 円 65 銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 45 円 64 銭
4. 連結包括利益計算書における包括利益の金額 35,405 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、千葉県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務に加え、有価証券投資などのマーケット業務を行っています。

預金を中心に調達した資金を、主として県内の事業者に対する貸出金及び個人向け住宅ローン、また有価証券投資などで運用しております。これらの資産・負債を総合的に管理し、市場環境等の変化に応じた戦略目標等の策定に資するため、ALM委員会を中心としたALM管理体制を構築しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として県内の事業者に対する貸出金及び個人向け住宅ローンであり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、及びマーケット(金利・価格・為替)の変動に伴う市場リスクに晒されています。

金融負債は、主として県内の個人預金であり、流動性預金、定期性預金で構成されておりますが、一定の環境の下で予期せぬ資金流出が発生するなどの流動性リスクに晒されています。

貸出等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されていますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しています。

外貨建ての資産と負債には、ポジションのミスマッチが存在しており、為替の変動リスクに晒されていますが、一部は通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しています。

デリバティブ取引は、顧客の多様な運用・調達ニーズへの対応、資産・負債のリスクコントロール手段及びトレーディング(短期的な売買差益獲得)を主な目的として利用しています。資産・負債のリスクコントロール手段として、金利変動リスクヘッジ及び為替変動リスクヘッジを行っており、当該取引はヘッジ会計を適用しています。金利変動リスクヘッジは、主に貸出金をヘッジ対象、金利スワップ取引等をヘッジ手段としています。為替変動リスクヘッジは、外貨建金銭債権債務等をヘッジ対象、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をヘッジ手段としています。デリバティブ取引は、他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスクに晒されています。

一部の連結される子会社及び子法人等では、リース債権、割賦債権等を保有しています。当該金融商品は、金利の変動リスク、信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

信用リスクに対しては、「資産自己査定制度」により、適正な償却・引当を実施するとともに、「内定格付制度」を基礎とした「個別与信管理」と「与信ポートフォリオ管理」により、厳正な信用リスク管理を実施しています。組織面では、信用リスク管理部署である「リスク管理部」を、審査・管理部署(審査部等)から独立した組織とし、相互に牽制する体制としています。「信用リスク管理委員会」は、信用リスクの状況を踏まえた与信ポートフォリオ運営に係る諸施策の検討を行っています。なお、具体的な信用リスク管理の方法は以下の通りです。

< 個別与信管理 >

個別案件の審査は、与信の基本原則(安全性・収益性・流動性・成長性・公共性)のもと、営業店及び「審査部」を中心に、審査基準に従った厳正な審査を行っています。また、「企業サポート部」では経営改善が必要なお客さまの支援を行い、「管理部」では破綻先などの整理回収活動を行っています。こうした事前の審査及び事後の管理をとおして優良な貸出資産の積み上げと損失の極小化を図っています。

< 与信ポートフォリオ管理 >

与信ポートフォリオ管理とは、個別与信が特定の国や特定の業種に集中することなどにより、一時

に大きな損失を被るリスクを管理していくものです。「リスク管理部」では、国別・業種別・格付別などのさまざまな角度から信用リスクの状況を把握し、与信上限額の設定など必要な対策を講じることにより、信用リスクの拡大防止に努めています。

市場リスクの管理

市場リスクに対しては、「リスク上限管理」を中心に、厳正な市場リスク管理体制を構築しています。組織面では、市場リスク管理部署である「リスク管理部」を、取引執行部署である「市場営業部・海外店」や業務管理部署である「市場業務部」から独立した組織とし、相互に牽制する体制としています。「ALM委員会」は、市場リスクの状況を踏まえた当行の資産・負債の総合管理に係る諸施策を検討しています。なお、「リスク上限管理」の方法は以下の通りです。

<リスク上限管理>

有価証券や預貸金などの金融商品については、市場リスクを一定の範囲にコントロールするため、リスク量に上限を設け管理しています。また、取引や商品のリスク特性を踏まえ、より具体的な管理指標として、運用残高、平均残存期間、10BPV、評価損益等にも上限を設け、市場リスクの拡大防止に努めています。トレーディング取引についても、ポジション、損失に上限を設定し、厳正な管理をしています。

流動性リスクの管理

流動性リスクに対しては、「限度枠管理」を中心に、厳正な流動性リスク管理体制を構築しています。組織面では、流動性リスク管理部署である「リスク管理部」を、資金繰り管理部署である「市場営業部」から独立した組織とし、相互に牽制する体制としています。「ALM委員会」では、流動性リスクの状況を踏まえた当行の資産・負債の総合管理に係る諸施策を検討しています。また、万が一、資金繰りに重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、速やかに頭取を委員長とする対策会議を開催し、今後の対応方針を協議する態勢としています。なお、「限度枠管理」の方法は以下の通りです。

<限度枠管理>

国債などの換金性の高い流動資産については、予期せぬ資金の流出に備え、最低保有額を設定して管理しています。インターバンク市場などからの資金調達については、当行の調達力の範囲内で安定的な資金繰りを行うため、調達限度枠を設定して管理しています。

統合リスクの管理

「リスク資本配賦制度」を中心に、厳正な統合リスク管理体制を構築しています。統合的リスク管理部署である「リスク管理部」は、信用リスク、市場リスクなどのリスクを一元的に把握するほか、ストレス・テストの実施により、リスクに対する自己資本の充実度を検証しています。取締役会は、その結果を定期的にモニタリングし、必要に応じ対応策の検討を行う態勢としています。なお、「リスク資本配賦制度」による管理方法は以下の通りです。

<リスク資本配賦制度>

「リスク資本配賦制度」とは、経営体力である自己資本の範囲内で国内営業部門・市場部門などの部門別にリスク資本（許容リスク量）をあらかじめ配賦し、その範囲にリスクをコントロールして管理する方法です。これにより、当行全体の健全性を確保したうえで、各部門が収益性の向上や効率的な資本の活用を図るなどのリスク・リターンを意識した業務運営を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額(*1)
(1) 有価証券 其他有価証券	1,904,992	1,904,992	-
(2) 貸出金 貸倒引当金(*2)	7,346,143 55,168		
	7,290,975	7,403,106	112,130
資産計	9,195,967	9,308,098	112,130
(1) 預金	9,103,649	9,105,542	1,893
(2) 譲渡性預金	171,586	171,589	3
負債計	9,275,235	9,277,132	1,896
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	671	671	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(3,531)	(3,531)	-
デリバティブ取引計	(2,860)	(2,860)	-

(*1) 差額欄は評価損益を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は取引金融機関から提示された基準価格等によっております。

自行保証付私募債は、市場金利に予測デフォルト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、国内株式及び国内投資信託については連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等により時価を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に予測デフォルト率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り

引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）、商品関連取引（商品スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる主な金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(1)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)(*2)	8,331
投資事業組合等出資金 (*3)	3,287
合 計	11,618

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について14百万円減損処理を行っております。

（*3）投資事業組合等出資金は、組合財産が主に非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	102

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時 価（百万円）	差 額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	その他	10,521	10,571	49
	うち外国債券	-	-	-
	小 計	10,521	10,571	49
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	その他	11,267	11,171	96
	うち外国債券	-	-	-
	小 計	11,267	11,171	96
合 計		21,789	21,742	47

3. その他有価証券（平成 23 年 3 月 31 日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取 得 原 価 （百万円）	差 額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株 式	75,793	53,913	21,880
	債 券	995,807	982,238	13,569
	国 債	576,683	570,914	5,769
	地方債	228,067	222,594	5,473
	社 債	191,056	188,729	2,326
	その他	98,596	97,362	1,233
	うち外国債券	94,978	93,866	1,111
	小 計	1,170,197	1,133,514	36,683
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株 式	54,752	71,883	17,130
	債 券	459,321	465,551	6,229
	国 債	290,229	295,293	5,063
	地方債	95,182	95,845	663
	社 債	73,909	74,412	502
	その他	220,719	236,013	15,293
	うち外国債券	173,338	176,450	3,112
	小 計	734,794	773,448	38,654
合 計		1,904,992	1,906,962	1,970

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

	売 却 額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株 式	2,837	534	1,414
債 券	284,744	3,898	347
国 債	222,795	2,982	347
地方債	55,975	905	-
社 債	5,972	9	-
その他	70,251	862	383
うち外国債券	70,251	862	383
合 計	357,833	5,294	2,145

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,974 百万円（うち株式 3,906 百万円、社債 67 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ 30% 以上下落
正 常 先	時価が取得原価に比べ 50% 以上下落又は、時価が取得原価に比べ 30% 以上 50% 未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意

先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	25,355	661

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	3,573	3,574	0	-	0

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 108百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役9名、執行役員9名、計18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 311,100株
付与日	平成22年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成22年7月21日から平成52年7月20日まで

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前	
前連結会計年度末	-
付与	311,100株
失効	-
権利確定	311,100株
未確定残	-
権利確定後	
前連結会計年度末	-
権利確定	311,100株
権利行使	-
失効	-
未行使残	311,100株

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格	1円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	467円

(注) 1株あたりに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第1回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

	第1回新株予約権
株価変動性(注1)	40.659%
予想残存期間(注2)	5年
予想配当(注3)	11円/株
無リスク利率(注4)	0.341%

(注) 1. 予想残存期間5年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去10年間に退任した取締役等の平均在任期間を予想残存期間とする方法で見積もっております。

3. 平成22年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(重要な後発事象)

1. 当行及び当行連結子会社のちばぎん証券株式会社は、ちばぎん証券株式会社を当行の完全子会社とするため、平成23年4月28日開催のそれぞれの取締役会において、当行を完全親会社、ちばぎん証券株式会社を完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

・株式交換契約の概要

ちばぎん証券株式会社の普通株式1株に対して、当行の普通株式0.50株を割当て交付いたします。なお、交付する株式は当行が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

本株式交換は、当行においては会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより本株式交換契約について株主総会による承認を受けずに、また、ちばぎん証券株式会社においては平成23年6月29日開催の定時株主総会の決議による承認を受け、平成23年10月1日を効力発生日として行う予定です。

2. 当行は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成23年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 取得対象株式の種類 当行普通株式

(2) 取得する株式の総数 12,000,000株(上限)

(3) 株式の取得価額の総額 6,000百万円(上限)

(4) 取得期間 平成23年5月2日から平成23年6月17日まで

なお、上記取得期間中に自己株式の取得を次のとおり実施し同取締役会決議に基づく取得を終了いたしました。

(1) 取得対象株式の種類 当行普通株式

(2) 取得した株式の総数 12,000,000株

(3) 株式の取得価額の総額 5,821百万円